

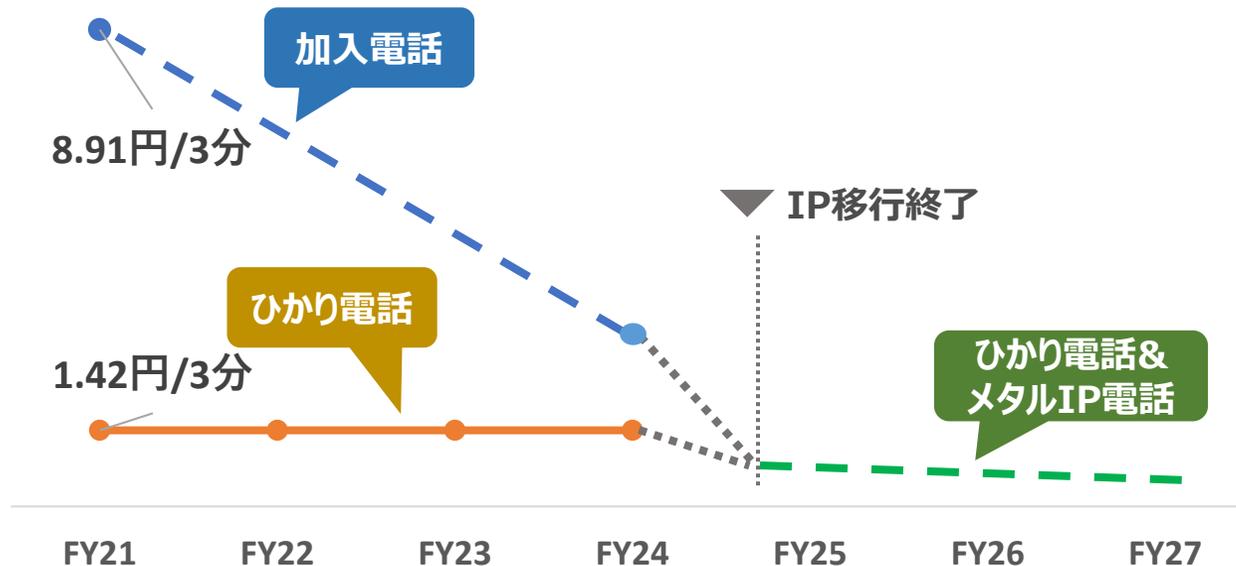
IP網への移行過程における音声接続料 (加入電話) の在り方に関する 関係事業者ヒアリング資料

2021年4月28日

ソフトバンク株式会社

- IP網への移行過程における音声接続料については、プライシングの観点からは、IP網への移行後に向けて出来る限り**円滑かつ着実に低廉化**していくべきと考えます
- 上記接続料低廉化の実現や、多くの非指定事業者の接続料に係る実質的なベンチマークとなることにも鑑みて、**算定にモデルを適用することは有用**であると考えます
- モデル構築に際しては、移行過程という限定された期間での算定という状況や、規制コスト・算定コストの軽減化の観点からも**可能な限りシンプル化することも検討すべき**と考えます

イメージ図
3分あたりの料金



加入電話はFY21適用のIC接続料金
ひかり電話は現在申請中の料金(NTT東西様平均)

1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について

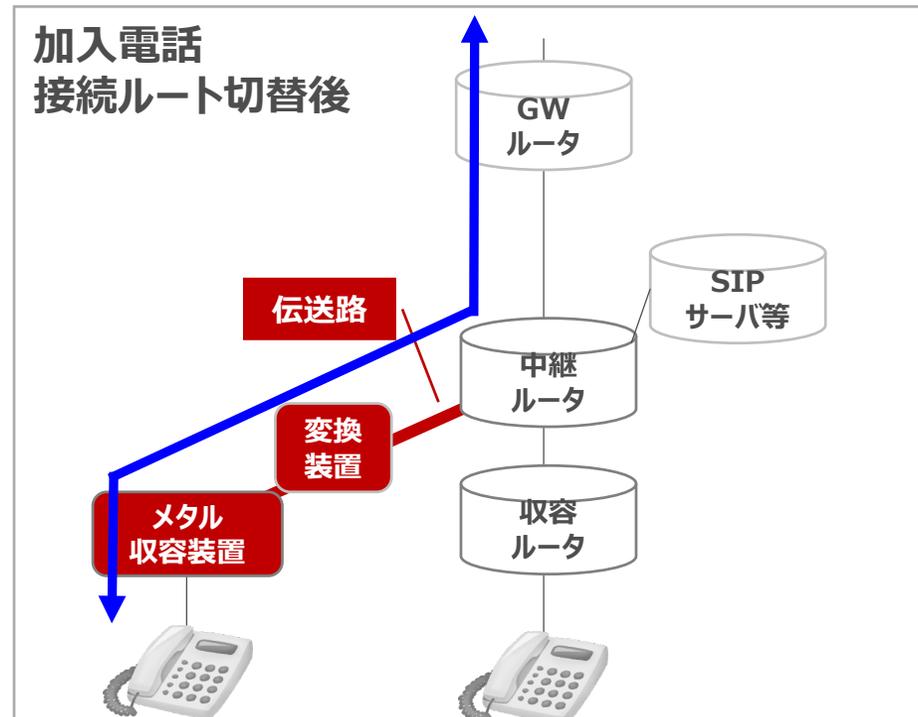
次期の接続料算定方法の適用期間は令和4年4月から令和6年12月までとすることでよいか。

IP網への移行は令和6年12月に終了する予定であり、また、IP網への移行後は、メタルIP電話とひかり電話は同一の接続料として算定される方向であることから、加入電話に係る次期接続料の適用期間は、移行スケジュールが大幅に変更とならない限りにおいては令和4年4月から令和6年12月までとすることで問題ないと考えます。

2. 指定設備等について

移行過程の加入電話により接続ルート切替後に利用されるメタル収容装置、変換装置及び変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を一種指定設備として取り扱う必要があるのではないか。その他、追加して指定すべき設備は考えられるか。

IP網への接続ルート切替後に新たに利用されるメタル収容装置、変換装置及び変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備についても、加入者回線と一体として構成される一種指定設備として取り扱うことが適切と考えます。なお、現在示されている設備以外の指定は現時点で想定していません。



移行過程の加入電話により接続ルート切替後に利用される県間通信用設備について、まずは「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づける必要があるのではないか。また、移行過程の加入電話により接続ルート切替後に利用される中間配線架（パッチパネル）について、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づける必要があるのではないか。

県間通信用設備及び中間配線架（パッチパネル）については、ひかり電話に係るIP網移行過程における議論の中で、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づけられました。

加入電話においてもIP網移行後は、ひかり電話と同様に、県間通信用設備及び中間配線架（パッチパネル）を不可避免的に使用することとなり、その利用にあたっては、適正性、公平性、透明性を担保する必要があるため、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置付けることが適切であると考えます。

(1) 移行過程の接続料の算定単位

次期接続料算定期間の加入電話の接続料は、どのような機能ごとに算定することが適当か。引き続き設備単位で接続機能を設定することで問題ないか。

設備ごとの網機能の単位コストが明確となることで同等性・透明性が確保されることから、IP網移行にかかるひかり電話の設備と同様に、加入電話のIP網切替後においても各設備単位に接続料を設定することが望ましいと考えます。

接続ルート切替前の機能として、現在PSTNにおいて接続料を算定している機能が考えられるのではないか。接続ルート切替後の機能として、どのような機能が考えられるか。

接続ルート切替前の機能は、現在PSTN-LRICモデルで算定している機能が考えられます。接続ルート切替後においては、GC接続機能等は現行固定費となっているトランクポート関連費用を含め、コスト・需要ともにIP接続ルート（以後、「IP接続機能」という場合がある）に集約されると考えています。（次頁参照）

(2) 移行過程の公平な接続料算定方法について

接続ルート切替前後における負担が不公平とならないよう、GC接続と当該接続から切替後のIP接続、IC接続と当該接続から切替後のIP接続について、各々、接続ルート切替前後で単一の接続料を設定することが適当と考えられるのではないかと

接続ルート切替後のIP接続においては、切替前の接続ルートがGC接続かIC接続かに拠らずIP接続のみとなるため、切替前の接続ルートを識別することは困難であり、また識別する必要性もありません。

従って、移行過程において、ルート切替前後における負担の公平性の観点からは、GCとICで単金を分けるのではなく、切替前（GC/IC接続）及び切替後（IP接続）で、全て単一で料金を設定することが適当と考えます。

(1) 長期増分費用（LRIC）方式の適用について

- ・次期接続料算定期間の接続料算定について、引き続き、LRIC方式を用いることが適当と考えられるのではないか。
- ・その際、移行過程の加入電話により利用される県間通信用設備及び中間配線架（パッチパネル）の利用に係る負担について、どのように算定することが適当か。

- ・プライシング観点での円滑かつ着実な低廉化を実現する上で、算定においては出来る限りのコスト効率性を求める必要があります。特にIP網への移行期においては新旧設備が併存することから非効率性が生じやすいと考えられますが、実際費用方式においてはそのような非効率性を排除するインセンティブが働かず、単価が高止まりする懸念があります。
- ・一方LRIC方式は「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いて接続料を算定する方式であり、非効率性も排除されることから、LRIC方式を用いることには一定の合理性があると考えます。

- ・移行過程の加入電話により利用される県間通信用設備は、9次IP-LRICモデルで考慮されていることからLRIC方式で算定することで問題ないと考えますが、既にひかり電話において第一種指定設備の接続料に準じて算定された県間通信用料金(※)を適用することも一案と考えます。
- ・中間配線架（パッチパネル）については、現状IP-LRICモデルでは考慮されていない上、負担規模も小さく、また既にひかり電話において第一種指定設備の接続料に準じて算定されている(※)ことから、ひかり電話で利用される場合と同じ料金を適用することで問題ないと考えます。

(※)NTT東西殿において現在認可申請中。実際費用方式。

(2) LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその方法について

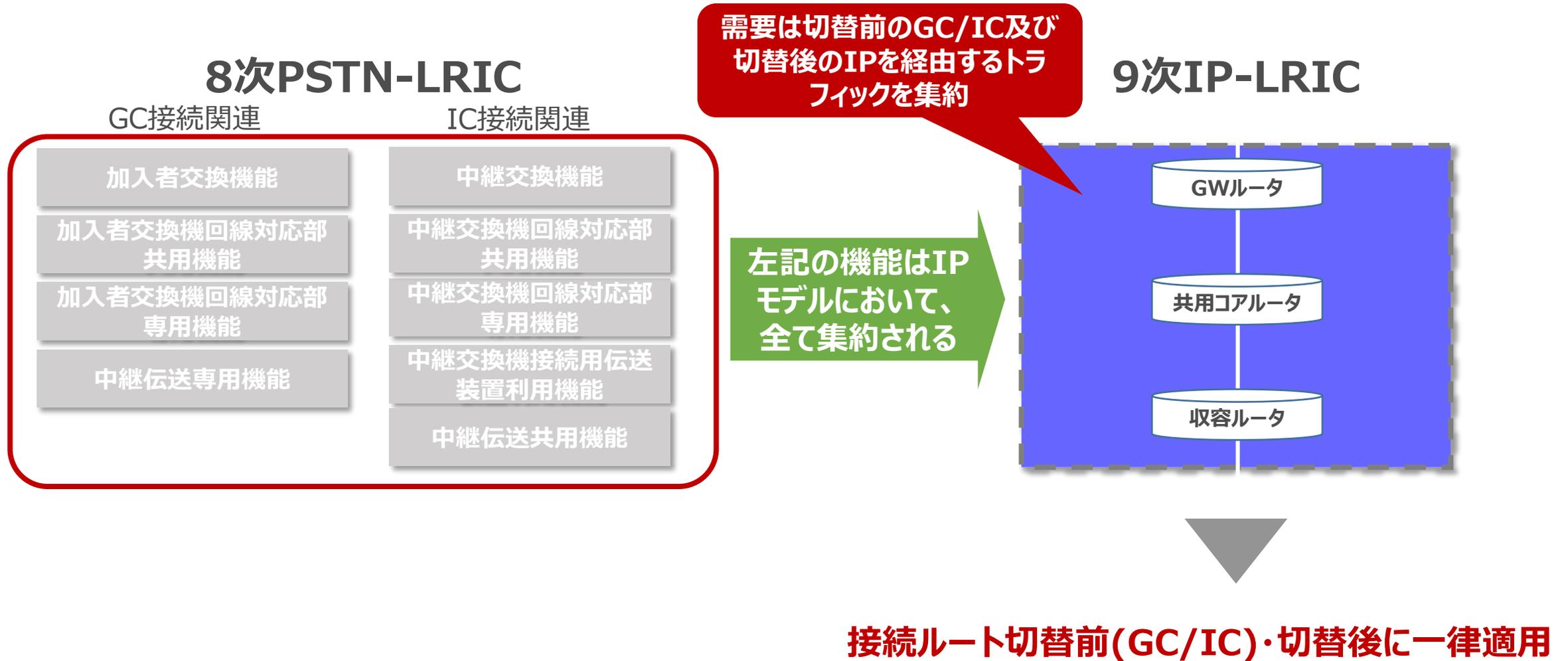
- ・接続ルート切替前の網に特有の機能についてはPSTN-LRICモデルを、切替後の網に特有の機能についてはIP-LRICモデルを利用した接続料の算定を基本として考えることができるのではないか。
- ・接続ルートの切替前後で単一の接続料を設定することが適切な機能について、例えば、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせて当該機能の接続料を算定することが考えられるか。その際、どのように両モデルを組み合わせることが考えられるか。
- ・接続料算定にLRICモデルを利用する場合、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを利用することでよいか。また、第9次IP-LRICモデルを利用する場合、その適用方法についてどのように考えられるか。

LRIC方式は「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いて接続料を算定する方式であること、また、P1の“はじめに”で述べたとおり、IP網移行後に向けた接続料の円滑かつ着実な低廉化の実現や、規制コスト・算定コストの軽減を図る観点からも、第9次IP-LRICモデルのみを用いて当該機能を集約し接続料算定することが適当と考えます。

その際、PSTN特有でIP-LRICに集約出来ないと判断される機能がある場合は、切替前の呼のみに個別適用する前提で、第8次PSTN-LRICモデルにて算定した値を使用することが考えられます。

- ・仮に、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせて当該機能の接続料を算定する場合においても、機能はIP-LRICをベースとした切替前（GC/IC接続）及び切替後（IP接続）で単一の接続料とし、また算定の簡素化等の観点から、毎年一定程度着実に単価が低廉化する方式として、例えばPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルによりそれぞれ算定した接続料を、初年度は3 : 1、次年度は2 : 2、最終年度は1 : 3とすること等が考えられます。
- ・なお、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせる際は、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを利用する認識です。

接続ルート切替前・切替後ともにIP-LRICモデルのみで単一料金を設定



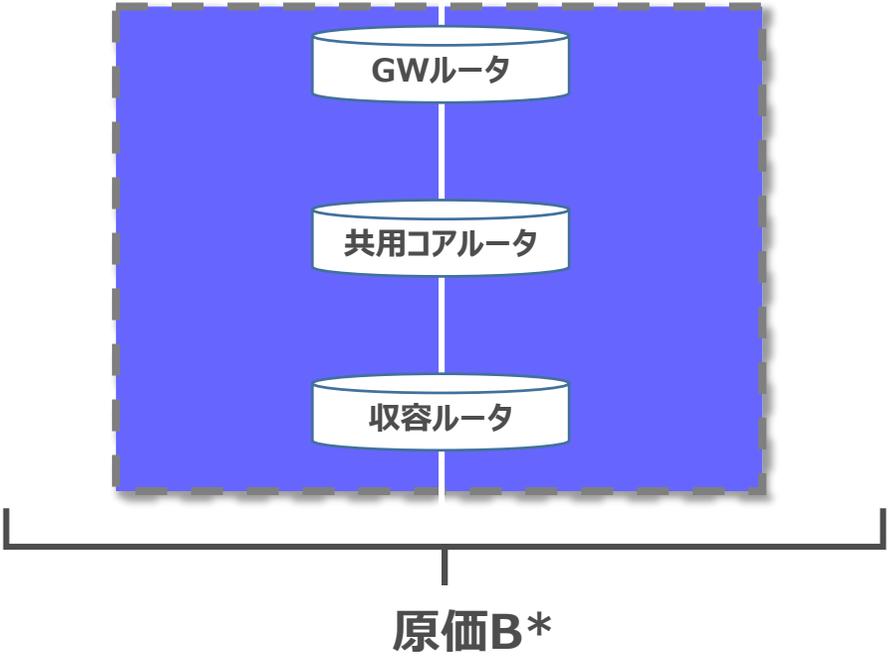
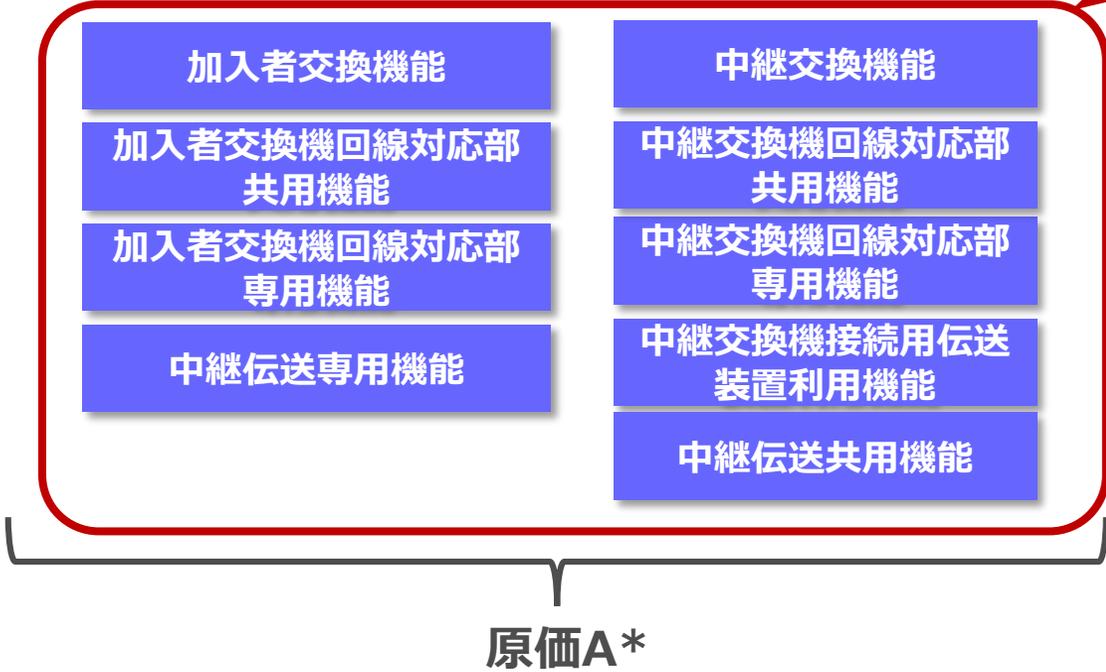
切替前（8次PSTN-LRIC）

GC接続関連

IC接続関連

各機能は「IP接続機能」に
マージ（機能集約）

切替後（9次IP-LRIC）



*原価A、Bはいずれも移行前後の合算トラフィックを前提に算定したコスト

$$\text{単価} = \frac{\text{原価A} \times \text{比率A} + \text{原価B} \times \text{比率B}}{\text{TRF-A} + \text{TRF-B}}$$

比率A:Bは
初年度3:1、次年度2:2、最終年度1:3
など

(3) LRIC方式を適用する場合の入力値等について

ア トラヒックの取扱い

- 接続料算定にPSTN-LRICモデルを利用する場合とIP-LRICモデルを利用する場合の各々について、トラヒックは、接続ルート切替前後の全トラヒックを用いることが適当か。その他に適当な方法は考えられるか。

トラヒックは、利用モデルがIP-LRIC単体もしくはPSTN-LRICとIP-LRICを組み合わせる場合のいずれにおいても、各モデルに接続ルート切替前後の全トラヒックを用いることが適当と考えます。

イ トラヒックの予測期間

- 次期接続料算定期間においても、「前年度下期と当年度上期の予測通信量」の使用を継続することによいか。

IP網への移行期間においてはマイライン廃止といったサービス移行等に伴うトラヒックの変動が大きく、予測が困難になることが想定されるため、仮に全て予測トラヒックを使用する場合、予測値と実績値の乖離が大きくなる可能性があります。したがって従来通り一部実績値を用いる現行の「前年度下期と当年度上期の予測通信量」の使用を継続することが妥当と考えます。

ウ その他

- 接続ルートの変更が進められることに伴い、LRICモデルの入力値等に関して考慮すべき事項はあるか。

現時点でございません。

(4) 価格圧搾のおそれへの対応について

- 次期接続料算定期間において、価格圧搾を回避するために、どのような対応をとることが適当か。

固定電話は加入者数が減少しているものの、依然として信頼性の観点からも国民の重要な通信手段として利用者利便性の確保が必要であると考えます。

従って、価格圧搾による不当な競争から利用者不利益が生じないように、引き続き適切な措置を講ずることが適当と考えます。

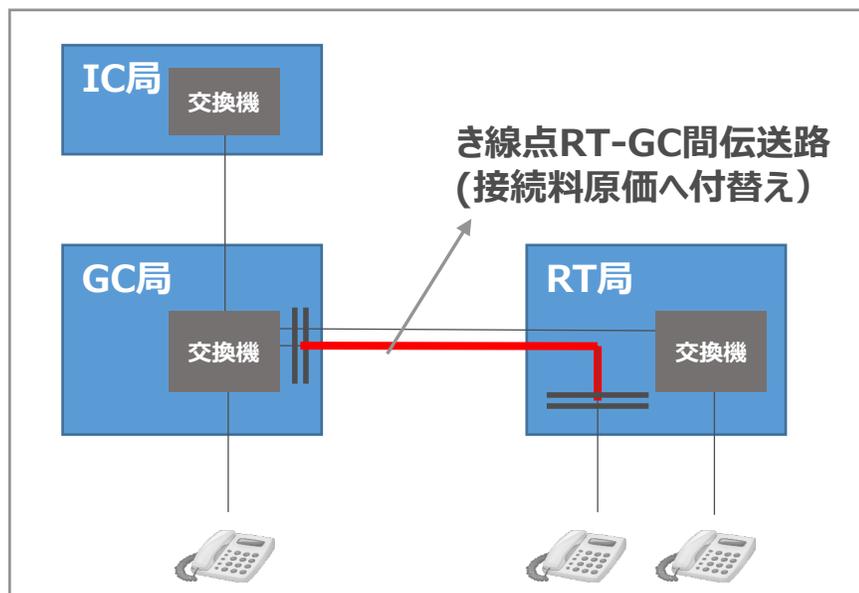
具体的な対応としては、接続料の算定等に関する研究会一次報告書にあるとおり、上限規制の対象となっている自己資本利益率の調整等を行うことが考えられます。

(5) N T Sコストの扱いについて

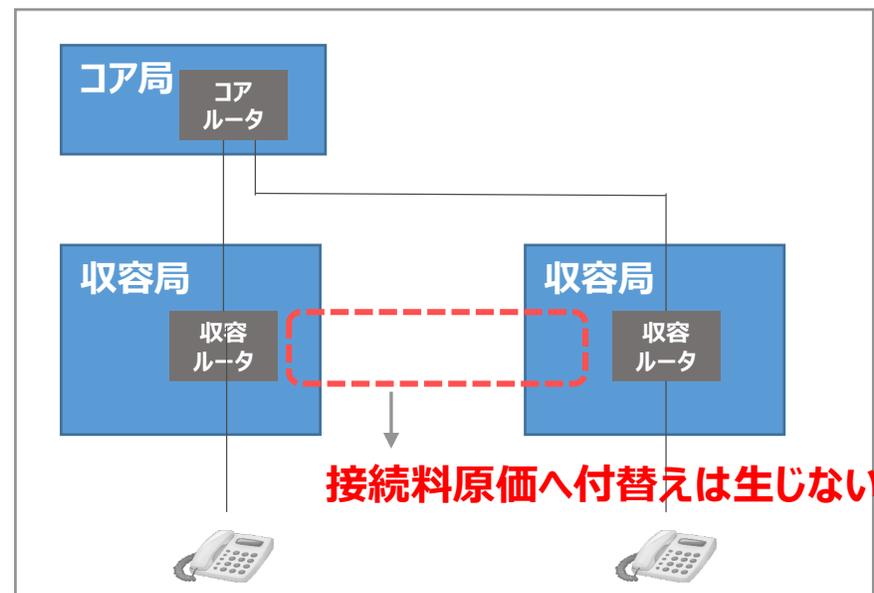
- 次期接続料算定期間において、P S T N-L R I Cモデルを利用して接続料算定を行う場合、N T Sコストの接続料原価への付替えの扱いを継続することによいか。また、I P-L R I Cモデルを利用して接続料算定を行う場合、N T Sコストの接続料原価への付替えについて、どのように対応することが適当か。

IP-LRICモデルにおいては「き線点RT-GC間伝送路」がないため、コストの付替えについては生じないと認識しています。なお、PSTN-LRICモデルを組み合わせる場合、「き線点RT-GC間伝送路」に係るコストについては原則としてユーザ基本料金で回収すべきと考えます。

PSTN-LRICモデル



IP-LRICモデル



(5) 東西均一接続料の扱いについて

- 次期接続料算定期間において、東西均一の接続料設定について、どのように対応することが適当か。

NTT東西殿がそれぞれ個別に接続料を設定することとした場合に利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から、これまで社会的要請があるとして東西均一接続料が採用されてきましたが、その状況に変化が生じているとは考えられないことから引き続き東西均一料金で問題ないと考えます。

EOF